

令和4年度保険料率に係る参考資料

令和4年1月27日

1. 都道府単位県保険料率関係

令和4年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する（年齢調整及び所得調整を含む）。

- ・ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・ 都道府県支部別医療給付費
- ・ 年齢階級別加入者 1 人当たり医療給付費
- ・ 都道府県支部別総報酬額

注 ・ 上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、令和2年度の実績データを集計したものに、全国計における令和4年度の見込み値と令和2年度の実績値との比率を乗じて算出。
・ また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、令和2年度の実績データを集計したものから、東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和4年度の見込み値と令和2年度の実績値との比率を乗じて算出。
・ なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「令和2年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

○ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数（令和4年度見込み）

（百人）

	合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全 国	403,290	18,189	21,054	22,409	23,509	26,190	26,649	28,474	32,141	36,432	41,024	34,635	31,137	28,708	20,065	12,673
1 北 海 道	17,907	718	855	924	1,005	1,044	1,031	1,146	1,353	1,605	1,823	1,594	1,553	1,473	1,132	650
2 青 森	4,438	179	214	239	272	256	241	269	342	397	432	397	408	386	256	150
3 岩 手	4,103	166	206	228	251	233	227	257	317	364	383	346	361	369	255	141
4 宮 城	7,490	318	384	405	430	453	454	522	624	697	711	597	588	613	440	254
5 秋 田	3,227	119	151	171	183	162	155	194	250	294	293	269	297	320	231	135
6 山 形	3,937	168	205	224	244	225	216	260	313	353	354	313	337	355	234	137
7 福 島	6,676	292	345	372	410	415	412	455	529	591	604	528	552	566	387	218
8 茨 城	7,198	311	371	407	438	454	443	492	580	655	733	627	552	540	370	226
9 栃 木	5,394	229	279	312	329	332	326	374	440	505	550	448	400	403	284	183
10 群 馬	6,327	276	328	372	396	406	398	420	491	574	657	551	475	449	321	212
11 埼 玉	14,225	597	717	805	857	895	875	938	1,082	1,288	1,581	1,370	1,114	962	676	467
12 千 葉	10,013	431	505	548	582	627	621	675	781	891	1,067	919	761	701	531	373
13 東 京	55,264	2,312	2,444	2,431	2,497	3,775	4,754	4,745	4,907	5,242	5,765	4,852	4,050	3,436	2,490	1,564
14 神 奈 川	16,651	710	820	894	946	1,024	1,036	1,120	1,292	1,516	1,835	1,613	1,328	1,126	818	573
15 新 潟	8,123	354	431	464	495	489	471	536	630	742	795	693	660	649	439	276
16 富 山	4,092	175	208	238	260	258	237	257	305	374	448	360	319	297	212	145
17 石 川	4,447	200	237	259	277	301	273	293	333	398	472	375	336	317	223	153
18 福 井	2,944	133	159	176	185	192	176	196	219	257	286	238	234	228	157	107
19 山 梨	2,536	114	132	144	157	163	155	163	188	218	248	227	207	194	137	89
20 長 野	6,591	295	353	390	417	415	389	421	489	594	675	579	519	500	338	217
21 岐 阜	7,575	336	413	460	494	511	457	484	565	661	787	666	603	532	366	240
22 静 岡	10,330	444	547	602	630	654	637	695	799	924	1,065	906	811	744	524	347
23 愛 知	25,149	1,156	1,337	1,437	1,507	1,823	1,813	1,828	2,004	2,262	2,655	2,196	1,880	1,567	1,014	671
24 三 重	5,152	224	270	298	315	356	336	350	396	453	518	445	419	375	241	156
25 滋 賀	3,570	172	203	215	224	236	226	248	283	323	360	289	265	248	169	109
26 京 都	8,897	413	472	499	517	613	607	630	700	812	933	766	667	571	405	292
27 大 阪	34,990	1,662	1,842	1,952	2,067	2,481	2,547	2,596	2,777	3,145	3,715	3,090	2,580	2,086	1,446	1,004
28 兵 庫	15,157	693	815	870	909	1,015	958	1,043	1,171	1,344	1,585	1,327	1,186	1,060	723	459
29 奈 良	3,237	148	178	195	203	213	194	214	247	289	330	279	249	227	162	109
30 和 歌 山	2,968	128	155	173	191	189	173	190	219	255	312	279	253	221	139	91
31 鳥 取	2,050	99	115	119	127	122	117	138	165	183	192	157	161	172	117	66
32 島 根	2,463	116	139	148	156	142	131	155	188	216	231	190	195	213	149	94
33 岡 山	7,243	345	401	428	452	495	476	508	571	647	738	587	525	504	335	228
34 広 島	10,946	504	606	644	667	720	710	747	841	977	1,151	929	816	785	524	327
35 山 口	4,244	180	224	249	261	256	235	260	321	381	436	361	332	348	249	151
36 徳 島	2,668	123	145	149	155	165	164	187	222	245	259	209	203	204	144	94
37 香 川	3,913	179	215	228	244	251	233	264	304	360	398	314	287	291	205	139
38 愛 媛	5,316	249	299	316	329	339	322	365	427	482	535	430	416	398	256	154
39 高 知	2,502	112	133	145	158	149	137	155	193	234	261	207	201	194	134	90
40 福 岡	19,085	985	1,105	1,122	1,113	1,233	1,247	1,366	1,578	1,743	1,843	1,506	1,370	1,326	963	583
41 佐 賀	2,942	148	173	182	189	186	172	190	228	249	254	222	229	239	178	103
42 長 崎	4,571	226	264	274	282	269	254	296	346	384	413	371	390	396	264	143
43 熊 本	6,416	331	379	391	384	389	393	447	523	559	559	492	509	528	344	188
44 大 分	4,140	192	229	247	252	256	235	268	320	368	389	327	321	344	245	148
45 宮 崎	4,061	211	249	262	258	243	225	263	320	360	368	305	319	336	225	118
46 鹿 児 島	6,195	340	394	394	385	362	367	430	504	533	515	460	491	523	338	160
47 沖 縄	5,927	374	411	408	408	403	393	426	466	485	513	429	408	390	274	140

・各支部の年齢階級別加入者数の令和2年度実績に、全国計の加入者数の令和4年度見込みと令和2年度実績との比率を乗じて算出。

・数値は、年度の平均値。

○ 都道府県支部別医療給付費（令和4年度見込み）

（百万円）

1 北海道	263,346	25 滋賀	44,465
2 青森	60,429	26 京都	113,992
3 岩手	54,837	27 大阪	459,474
4 宮城	102,817	28 兵庫	201,459
5 秋田	48,267	29 奈良	42,630
6 山形	54,008	30 和歌山	39,905
7 福島	84,085	31 鳥取	27,178
8 茨城	90,280	32 島根	35,183
9 栃木	69,589	33 岡山	96,862
10 群馬	79,022	34 広島	142,884
11 埼玉	176,671	35 山口	59,321
12 千葉	127,132	36 徳島	37,882
13 東京	672,029	37 香川	54,780
14 神奈川	214,068	38 愛媛	71,082
15 新潟	99,778	39 高知	35,120
16 富山	50,455	40 福岡	258,772
17 石川	57,742	41 佐賀	45,366
18 福井	38,956	42 長崎	65,337
19 山梨	32,486	43 熊本	90,224
20 長野	81,622	44 大分	59,484
21 岐阜	95,830	45 宮崎	53,924
22 静岡	128,849	46 鹿児島	87,017
23 愛知	307,597	47 沖縄	74,355
24 三重	64,799	全国計	5,251,390

- ・ 各支部の医療給付費の令和2年度実績から東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の令和4年度見込みと令和2年度実績との比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

○ 年齢階級別加入者 1 人当たり医療給付費（令和4年度見込み）

（円）

計	130,214
0～ 4 歳	158,947
5～ 9	78,508
10～14	67,444
15～19	58,861
20～24	56,108
25～29	68,662
30～34	78,607
35～39	84,823
40～44	95,021
45～49	115,131
50～54	146,572
55～59	185,337
60～64	232,161
65～69	293,092
70～74	412,915

- ・ 令和2年度実績における年齢階級別加入者 1 人当たり医療給付費から、東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨に伴う窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除して得た額に、年齢階級計の加入者 1 人当たり医療給付費の令和4年度見込みと令和2年度実績との比率を乗じて算出。
- ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

○ 都道府県支部別総報酬額（令和4年度見込み）

（百万円）

1 北海道	4,204,126	25 滋賀	855,658
2 青森	948,612	26 京都	2,202,069
3 岩手	911,740	27 大阪	8,864,152
4 宮城	1,738,438	28 兵庫	3,728,620
5 秋田	690,139	29 奈良	736,213
6 山形	885,561	30 和歌山	670,049
7 福島	1,565,241	31 鳥取	448,052
8 茨城	1,785,993	32 島根	549,545
9 栃木	1,315,809	33 岡山	1,725,304
10 群馬	1,534,239	34 広島	2,638,793
11 埼玉	3,600,244	35 山口	1,026,375
12 千葉	2,534,172	36 徳島	613,502
13 東京	15,579,666	37 香川	912,444
14 神奈川	4,443,518	38 愛媛	1,205,892
15 新潟	1,891,336	39 高知	575,025
16 富山	1,033,278	40 福岡	4,466,632
17 石川	1,094,766	41 佐賀	635,941
18 福井	721,666	42 長崎	987,688
19 山梨	604,719	43 熊本	1,412,939
20 長野	1,552,317	44 大分	915,953
21 岐阜	1,838,464	45 宮崎	874,589
22 静岡	2,595,912	46 鹿児島	1,314,369
23 愛知	6,524,744	47 沖縄	1,127,250
24 三重	1,276,097	全国計	99,357,853

・ 標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれについて、各支部の令和2年度実績に、全国計の令和2年度実績に対する令和4年度見込みの比率及び予定保険料納付率（約0.993）を乗じて支部の標準報酬月額及び標準賞与額の見込みを算出し、それらを合算。

○ 都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて（令和4年度見込み）

【支出】

（百万円）

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費（国庫補助を除く）	5,251,390
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等（国庫補助、日雇拋出金を除く）	455,443
・拋出金等（国庫補助を除く）	3,418,947
・前期高齢者納付金	1,340,002
・後期高齢者支援金	2,078,875
・退職者給付拋出金	61
・病床転換支援金	8
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費（国庫補助を除く）	185,205
・一般管理費（国庫負担を除く）	83,910
・貸付金	120
・雑支出	72,088
・準備金積立て	458,526
*事務経費・雑支出（国）	37,669
合 計	9,963,298

【収入】

保険料収入	
・保険料収入（一般分）	9,935,785
その他収入	
・貸付金返済収入	120
・雑収入	22,736
*日雇特例被保険者保険料収入	1,155
*雑収入等（国）	3,502
合 計	9,963,298

・ * については、国の予算において計上されるもの。

・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。

・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。

・ 第3号経費及びその他収入において、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

共通料率等

共通料率 (A + B - C)		4.71 %
	A. 第2号都道府県単位保険料率	3.90 %
	B. 第3号都道府県単位保険料率	0.84 %
	C. 収入等の率	0.03 %
第1号平均保険料率		5.29 %
計		10.00 %

- ・ 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

○ 令和２年度の都道府県支部別の収支差

- 令和４年度の都道府県単位保険料率の算定においては、健康保険法施行規則第135条の７に基づき、令和２年度の都道府県支部ごとの収支における収支差について精算する必要がある。

収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」（マイナス記号）を外した値を支出の「第３号経費」に加算する。

(百万円)

1 北海道	984	25 滋賀	▲142
2 青森	▲426	26 京都	849
3 岩手	▲604	27 大阪	972
4 宮城	▲1,073	28 兵庫	512
5 秋田	▲148	29 奈良	496
6 山形	36	30 和歌山	▲150
7 福島	▲365	31 鳥取	70
8 茨城	210	32 島根	▲523
9 栃木	▲422	33 岡山	▲293
10 群馬	580	34 広島	▲719
11 埼玉	1,427	35 山口	333
12 千葉	289	36 徳島	▲286
13 東京	3,993	37 香川	178
14 神奈川	1,617	38 愛媛	▲836
15 新潟	23	39 高知	▲39
16 富山	▲237	40 福岡	3,077
17 石川	736	41 佐賀	▲452
18 福井	45	42 長崎	▲923
19 山梨	512	43 熊本	▲1,093
20 長野	▲458	44 大分	▲1,175
21 岐阜	678	45 宮崎	▲845
22 静岡	▲927	46 鹿児島	▲2,587
23 愛知	▲1,532	47 沖縄	▲729
24 三重	▲634	全国計	0

○ インセンティブ制度による都道府県支部別加算額・減算額

(百万円)

	加算額	減算額	加減算額		加算額	減算額	加減算額
1 北海道	287	0	287	25 滋賀	58	255	▲197
2 青森	65	32	33	26 京都	151	0	151
3 岩手	62	0	62	27 大阪	606	0	606
4 宮城	119	423	▲304	28 兵庫	255	0	255
5 秋田	47	239	▲192	29 奈良	50	136	▲86
6 山形	61	444	▲384	30 和歌山	46	28	18
7 福島	107	467	▲360	31 鳥取	31	0	31
8 茨城	122	0	122	32 島根	38	126	▲88
9 栃木	90	413	▲323	33 岡山	118	0	118
10 群馬	105	0	105	34 広島	180	0	180
11 埼玉	246	0	246	35 山口	70	184	▲114
12 千葉	174	0	174	36 徳島	42	182	▲140
13 東京	1,067	0	1,067	37 香川	62	0	62
14 神奈川	304	0	304	38 愛媛	82	0	82
15 新潟	129	729	▲600	39 高知	39	0	39
16 富山	71	601	▲530	40 福岡	305	0	305
17 石川	75	0	75	41 佐賀	43	0	43
18 福井	49	0	49	42 長崎	67	84	▲16
19 山梨	41	167	▲126	43 熊本	97	620	▲523
20 長野	106	274	▲168	44 大分	63	147	▲84
21 岐阜	126	176	▲50	45 宮崎	60	41	19
22 静岡	177	708	▲531	46 鹿児島	90	0	90
23 愛知	446	0	446	47 沖縄	77	319	▲241
24 三重	87	0	87	全国計	6,794	6,794	0

・ 加算額を支出の「第2号経費」に加算し、減算額を収入の「その他収入」に加算する。

令和4年度都道府県単位保険料率の算定について

(単位：％)

	医療給付費に についての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に についての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.71)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ 反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ 反映後) (d)	インセンティブ 分
		年齢調整	所得調整					
全 国	5.29	—	—	5.29	10.00	10.00	10.00	0.000
1 北 海 道	6.26	▲ 0.31	▲ 0.26	5.69	10.41	10.38	10.39	0.007
2 青 森	6.37	▲ 0.30	▲ 0.81	5.26	9.98	10.02	10.03	0.003
3 岩 手	6.01	▲ 0.32	▲ 0.57	5.12	9.84	9.90	9.91	0.007
4 宮 城	5.91	▲ 0.17	▲ 0.32	5.42	10.13	10.20	10.18	▲ 0.017
5 秋 田	6.99	▲ 0.63	▲ 0.80	5.56	10.28	10.30	10.27	▲ 0.028
6 山 形	6.10	▲ 0.27	▲ 0.50	5.32	10.04	10.04	9.99	▲ 0.043
7 福 島	5.37	▲ 0.16	▲ 0.27	4.94	9.65	9.68	9.65	▲ 0.023
8 茨 城	5.05	▲ 0.04	0.04	5.06	9.77	9.76	9.77	0.007
9 栃 木	5.29	▲ 0.06	▲ 0.05	5.18	9.89	9.93	9.90	▲ 0.025
10 群 馬	5.15	▲ 0.02	▲ 0.08	5.04	9.76	9.72	9.73	0.007
11 埼 玉	4.91	▲ 0.02	0.14	5.03	9.75	9.71	9.71	0.007
12 千 葉	5.02	▲ 0.11	0.14	5.05	9.76	9.75	9.76	0.007
13 東 京	4.31	0.13	0.67	5.11	9.82	9.80	9.81	0.007
14 神 奈 川	4.82	▲ 0.06	0.41	5.16	9.88	9.84	9.85	0.007
15 新 潟	5.28	▲ 0.14	▲ 0.31	4.82	9.54	9.54	9.51	▲ 0.032
16 富 山	4.88	▲ 0.09	0.13	4.92	9.64	9.66	9.61	▲ 0.051
17 石 川	5.27	▲ 0.03	▲ 0.00	5.24	9.95	9.89	9.89	0.007
18 福 井	5.40	▲ 0.12	▲ 0.03	5.25	9.96	9.96	9.96	0.007
19 山 梨	5.37	▲ 0.14	▲ 0.18	5.05	9.77	9.68	9.66	▲ 0.021
20 長 野	5.26	▲ 0.08	▲ 0.24	4.94	9.65	9.68	9.67	▲ 0.011
21 岐 阜	5.21	0.01	▲ 0.08	5.14	9.86	9.82	9.82	▲ 0.003
22 静 岡	4.96	▲ 0.05	0.10	5.02	9.74	9.77	9.75	▲ 0.020
23 愛 知	4.71	0.20	0.27	5.18	9.90	9.92	9.93	0.007
24 三 重	5.08	0.03	0.03	5.14	9.85	9.90	9.91	0.007
25 滋 賀	5.20	0.07	▲ 0.15	5.12	9.83	9.85	9.83	▲ 0.023
26 京 都	5.18	0.07	0.02	5.27	9.98	9.94	9.95	0.007
27 大 阪	5.18	0.18	0.15	5.51	10.22	10.21	10.22	0.007
28 兵 庫	5.40	0.03	▲ 0.01	5.43	10.14	10.13	10.13	0.007
29 奈 良	5.79	▲ 0.02	▲ 0.44	5.33	10.04	9.97	9.96	▲ 0.012
30 和 歌 山	5.96	▲ 0.03	▲ 0.48	5.44	10.15	10.18	10.18	0.003
31 鳥 取	6.07	▲ 0.15	▲ 0.67	5.24	9.95	9.94	9.94	0.007
32 島 根	6.40	▲ 0.29	▲ 0.55	5.56	10.27	10.37	10.35	▲ 0.016
33 岡 山	5.61	0.07	▲ 0.18	5.51	10.22	10.24	10.25	0.007
34 広 島	5.41	0.05	▲ 0.12	5.35	10.06	10.09	10.09	0.007
35 山 口	5.78	▲ 0.20	▲ 0.10	5.48	10.19	10.16	10.15	▲ 0.011
36 徳 島	6.17	▲ 0.11	▲ 0.38	5.69	10.40	10.45	10.43	▲ 0.023
37 香 川	6.00	▲ 0.07	▲ 0.30	5.63	10.35	10.33	10.34	0.007
38 愛 媛	5.89	0.03	▲ 0.46	5.47	10.19	10.26	10.26	0.007
39 高 知	6.11	▲ 0.16	▲ 0.38	5.57	10.29	10.29	10.30	0.007
40 福 岡	5.79	0.05	▲ 0.28	5.56	10.28	10.21	10.21	0.007
41 佐 賀	7.13	▲ 0.19	▲ 0.74	6.21	10.92	10.99	11.00	0.007
42 長 崎	6.62	▲ 0.21	▲ 0.74	5.67	10.38	10.47	10.47	▲ 0.002
43 熊 本	6.39	▲ 0.06	▲ 0.63	5.69	10.41	10.49	10.45	▲ 0.037
44 大 分	6.49	▲ 0.21	▲ 0.60	5.68	10.40	10.53	10.52	▲ 0.009
45 宮 崎	6.17	▲ 0.08	▲ 0.76	5.33	10.04	10.14	10.14	0.002
46 鹿 児 島	6.62	▲ 0.03	▲ 0.85	5.73	10.45	10.65	10.65	0.007
47 沖 縄	6.60	0.30	▲ 1.56	5.33	10.05	10.11	10.09	▲ 0.021

- ・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.46％）、前期高齢者納付金等（3.44％）、保健事業費等（0.84％）、その他収入（▲0.03％）に係る合計の保険料率（4.71％）を加算したものである。
- ・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・ インセンティブ制度の加算額は、令和2年度の支部総報酬額の実績に0.007％を乗じて計算するため、これを令和4年度総報酬額の見込みで除した
料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.007％になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は11月に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料（資料2-1）の「令和2年度（4月～3月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

都道府県単位保険料率の決定に関する関係条文

保険料率の変更に関する法律上の手続

◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

第160条 (略)

2 (略)

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一～三 (略)

4・5 (略)

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更についての意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

10～13 (略)

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額(協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第153条及び第154条の規定による国庫補助額を控除した額)の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

15 基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

17 協会は、第14項及び第15項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

報奨金(インセンティブ)の額の算定

◎ 健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)

第45条の2 協会は、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度における、第一号に掲げる額を予定保険料納付率(一の事業年度の3月分から当該一の事業年度の翌事業年度の2月分までの保険料(任意継続被保険者に係る保険料にあつては、当該翌事業年度の4月分から3月分までの保険料)として徴収すべき額の見込額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される率をいう。次条において同じ。)で除して得た額を第2号に掲げる額で除することにより、当該一の事業年度の3月から用いる都道府県単位保険料率(法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条及び第45条の4第4項第1号において同じ。)を算定するものとする。

一 次のイからハまでに掲げる額を合算した額から二に掲げる額を控除した額

イ (略)

ロ 法第160条第3項第2号に掲げる額から当該支部被保険者に係る同号に規定する保険給付に要する費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額と一の事業年度の前々事業年度の3月から当該一の事業年度の前事業年度の2月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者を除く。)の総報酬額(標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の総額及び当該一の事業年度の前事業年度の4月から3月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者に限る。)の総報酬額の総額の合算額に1,000分の0.1を乗じて得た額とを合算して得た額

ハ (略)

二 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額並びに高齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況その他の当該支部被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る当該支部(法第7条の4第1項に規定する支部をいう。)の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した報奨金の額

二 (略)

◎附則(平30・3・22政令第59号)

第1条 この政令は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 平成32年2月以前に用いられる都道府県単位保険料率(健康保険法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。)の算定については、なお従前の例による。

第3条 平成32年3月から平成33年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第45条の2の規定の適用については、同条第1号口中「1,000分の0.1」とあるのは、「1000分の0.04」とする。

2 平成33年3月から平成34年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第45条の2の規定の適用については、同条第1号口中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.07」とする。(※令和3年12月22日付の政令改正により、「平成33年3月から平成34年2月まで」を「令和3年3月から令和5年2月まで」に改めることとされている。)

◎ 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)＞

第135条の5の2 令第45条の2第1号二の報奨金の額は、支部(法第7条の4第1項に規定する支部をいう。)ごとに第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数に第3号に掲げる額を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる数にロに掲げる額を乗じて得た額

イ (1)に掲げる数から(2)に掲げる数を減じて得た数((2)に掲げる数が(1)に掲げる数を上回る場合にあっては、零)

(1) 当該支部の総得点

(2) 各支部の(1)に規定する総得点の中央値として協会が定める数

ロ 当該支部の支部総報酬額

二 各支部の前号に掲げる額を合算した額

三 各支部の支部総報酬額を合算した額に1,000分の0.1を乗じて得た額

2 前項第一号イ(1)の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる数値、当該数値の当該一の事業年度の前々年度における次に掲げる数値からの改善状況等を勘案して協会が算定した数とする。

一 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定健康診査その他の健康診査であって協会が定めるもの(第4号において「特定健康診査等」という。)の実施率

二 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定保健指導(次号において「特定保健指導」という。)の実施率

三 特定保健指導の対象者の減少率

四 支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への受診を勧奨した者の保険医療機関の受診率

五 後発医薬品(保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第20条第2号二に規定する後発医薬品をいう。)の使用割合

◎附則(平30・3・23厚生労働省令第32号)

第1条 この省令は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 平成32年2月以前に用いられる都道府県単位保険料率(健康保険法第160条第2項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条において同じ。)の算定については、なお従前の例による。

第3条 平成32年3月から平成33年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第135条の5の2の規定の適用については、同条第1項第3号中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.04」とする。

2 平成33年3月から平成34年2月までの都道府県単位保険料率の算定に関する第135条の5の2の規定の適用については、同条第1項第3号中「1,000分の0.1」とあるのは、「1,000分の0.07」とする。(※令和3年12月22日付の省令改正により、「平成33年3月から平成34年2月まで」を「令和3年3月から令和5年2月まで」に改めることとされている。)

定款変更に関する法律上の手続

◎健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

第7条の6 協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～九 (略)

十 その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 協会は、定款の変更について第2項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

第7条の19 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二～六 (略)

2・3 (略)

◎健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)(抄)

第2条の2 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「法」という。)第7条の6 第1項第10号の厚生労働省令で定める事項は、保険料に関する事項、～(略)～ とする。

2. 特定保険料率及び基本保険料率関係

令和4年度の特定保険料率及び基本保険料率について

- 健康保険の保険料率については、後期高齢者医療制度への支援金等に充てるための保険料率(特定保険料率)と、加入者の給付費等に充てられる保険料率(基本保険料率)の内訳を示すこととなっている。
- 各年度の特定保険料率及び基本保険料率については、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\begin{aligned} \text{特定保険料率} &= \frac{\text{前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の額} - \text{国庫補助額}}{\text{総報酬額の総額の見込額}} \\ \text{基本保険料率} &= \text{都道府県単位保険料率} - \text{特定保険料率} \end{aligned}$$

現 行

9.50 ~ 10.68%

特定保険料率
基本保険料率

$$\left(\begin{array}{c} 3.53\% \\ 5.97 \sim 7.15\% \end{array} \right)$$


令和4年3月賦課分～
(令和4年4月納付分～)

9.51 ~ 11.00%

$\left(\begin{array}{c} 3.43\% \\ 6.08 \sim 7.57\% \end{array} \right)$

※任意継続被保険者にあつては、令和4年4月分～

3. 日雇特例被保険者保険料額関係

令和4年度の日雇特例被保険者の保険料額について

○日雇特例被保険者の保険料額(日額)は、次の算式※により算定し、厚生労働大臣が告示することとなっている。

保険料額(日額) = 標準賃金日額 × (平均保険料率 + 介護保険料率) × (1 + 0.31) ※健康保険法第168条

○平均保険料率は令和3年度と同じであるが、介護保険料率の見直しによって、日雇特例被保険者に係る保険料額が、令和4年4月納付分から以下のとおり変動することとなる。

(1) 介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者の保険料額 (平均保険料率は10.00%、介護保険料率は1.64%により算定)

現 行				変 更 後			
標準賃金日額 の等級	日雇特例被保険 者に関する保険 料額	当該被保険者の 負担すべき額	当該被保険者を 使用する事業主 の負担すべき額	標準賃金日額 の等級	日雇特例被保険 者に関する保険 料額	当該被保険者の 負担すべき額	当該被保険者を 使用する事業主 の負担すべき額
第1級	450円	175円	275円	第1級	440円	170円	270円
第2級	670円	255円	415円	第2級	660円	255円	405円
第3級	880円	335円	545円	第3級	860円	330円	530円
第4級	1,110円	425円	685円	第4級	1,100円	420円	680円
第5級	1,350円	515円	835円	第5級	1,320円	505円	815円
第6級	1,650円	630円	1,020円	第6級	1,630円	625円	1,005円
第7級	2,040円	780円	1,260円	第7級	2,010円	770円	1,240円
第8級	2,420円	925円	1,495円	第8級	2,390円	915円	1,475円
第9級	2,810円	1,075円	1,735円	第9級	2,770円	1,060円	1,710円
第10級	3,270円	1,250円	2,020円	第10級	3,230円	1,235円	1,995円
第11級	3,820円	1,460円	2,360円	第11級	3,770円	1,440円	2,330円

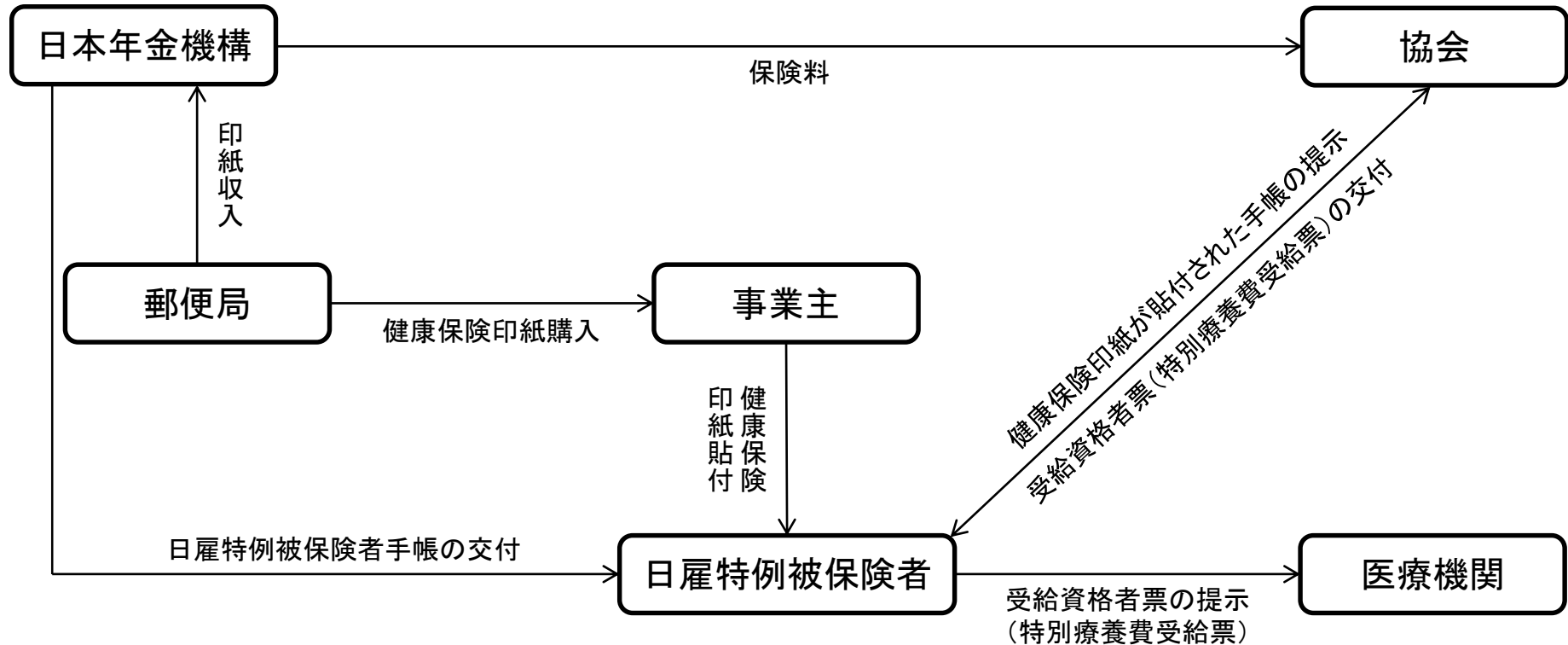
(2) (1)に掲げる者以外の日雇特例被保険者の保険料額（平均保険料率は10.00%により算定）

現 行 か ら 変 動 な し			
標準賃金日額の等級	日雇特例被保険者に関する保険料額	当該被保険者の負担すべき額	当該被保険者を使用する事業主の負担すべき額
第1級	390円	150円	240円
第2級	570円	220円	350円
第3級	740円	285円	455円
第4級	940円	360円	580円
第5級	1,140円	435円	705円
第6級	1,400円	535円	865円
第7級	1,730円	660円	1,070円
第8級	2,050円	785円	1,265円
第9級	2,380円	910円	1,470円
第10級	2,770円	1,060円	1,710円
第11級	3,230円	1,235円	1,995円

(注) 保険料額のうち、日雇特例被保険者と事業主の負担割合は、0.5:0.81となっている。

《日雇特例被保険者の保険料納付等の仕組みについて》

日雇特例被保険者は日々雇い入れられる者等が対象となっており、日本年金機構から日雇特例被保険者手帳の交付を行い、事業主が手帳に健康保険印紙を貼り、協会が確認するという方法で保険料を納付する仕組みとなっている。(日雇特例被保険者は、令和3年9月現在、約1.1万人)



【参考】

2カ月間に通算して26日分以上の保険料が納付されているか、またはその月の前6カ月間に通算して78日分以上の保険料を納めていることが受給資格者票の交付の要件となっている。(ただし、最初の手帳の交付等の場合には当該要件を満たしていなくとも特別療養費受給票を交付)